

みのハイキングクラブホームページの制作および維持管理に関する大綱

総則

高度に発達したIT利用を更に高めインターネットを通して会の活動情報をより効果的に発信し"みのハイキングクラブ"の社会的認知度向上と同信頼性を高めると共に会員の充実と会の発展を図るツールとして、みのハイキングクラブ公式ホームページを採用するための大綱を以下に明らかにする。

第1条 会の公式ホームページ

みのハイキングクラブホームページのインターネット公開には、当会の運営を担当する世話人会の審査および承認により、みのハイキングクラブ公式のホームページ（以下みのハイクHPと云う）として維持管理することができる。

第2条 適用範囲

1. 会の名義を称してインターネット公開する情報手段には、例外なく総てに本規定を適用する。
2. 会が占有するメールアドレスおよびメーリングリストの利用範囲は別に定める規定を適用する。
3. みのハイクHPは、ホームページ、ブログ、Facebook、を立体的に連携して運営するのでそれぞれの規格様式、製作手続、公開サイトに従い実施するものとするが、みのハイクHPの公開内容およびブログ等の書き込み内容に関しては本規定を適用する。

第3条 組織体制

みのハイクHPグループは組織広報部に配属する。

組織広報部長は前2条3項、みのハイクHP（ホームページ、ブログ、Facebook）それぞれの専任リーダーを選出し世話会の承認を以って決定する。

専任リーダーには任期を定めないが交代する場合も世話会の承認を得なければならない。

第4条 ホームページの公開承認

ホームページの製作は専任リーダーが担当する。複数者の共同製作頁または頁の編集等には専任リーダーが必ず参加するものとする。

1. 新規頁の公開

新しい事業または在来事業に新たな項目を追加してホームページを立ち上げる場合は、原則として世話会の承認を必要とする。

2. 既存ページの更新

組織広報部長または選任リーダーの決済を可とする。

3. 定型様式（山行計画書、山行実施報告書）、お知らせ、掲示板等の追加登録は専任リーダーの決済を可とする。

第5条 専任リーダーの任務

前第2条3項 みのハイクHP（ホームページ、ブログ、Facebook）選任リーダーの任務は、ホームページ製作関連の実務だけではなく、ネット社会に於ける現実的な諸問題（著作権侵害、名誉毀損、個人情報漏洩等）の対策に取り組み、未然防止の対応策など適時に世話人会へ相談又は提言する。

1. サイト構築 ドメイン取得

- (1) ホームページ (HP) グループ： サービスプロバイダーおよびサーバーサイトの構築
ドメイン <http://mhcp01.ec-net.jp> 公開準備中(試行期間を含む)
ドメイン <http://mhcp01.ec-net.wordpress.com> 未公開 (トップページ登録済)

- (2) ブログ (blog) グループ： g o o g l e 会員登録済 ID & PS 取得済
ドメイン <http://blog.goo.ne.jp/minohaikurabu> 公開中

- (3) Facebook グループ 上記 (1) 項が安定後に "wordpress" HP に関連付ける。

2. ホームページ制作

- (1) ホームページ普遍のテーマ (公開中ブログを除く)

イ) 年間山行計画策定から実施報告に至るプロフェッショナルな仕組みの表現

ロ) 豊富な教育プログラムから安全行動、救護組織が生まれる仕組みの表現

ハ) 会員の絆を醸造する仕組みの表現

ニ) 会員専用頁：会員に役立つデータベース作り、後世に遺産を残す。

- (2) ページデザイン、リンク編集

公開する映像と写真は主に、自撮り、会員提供、労山提供の範囲から採用する。

リンクは訪問者の閲覧順序を予測して出来るだけコンパクトに纏めること。

- (3) 会員の個人情報取り扱いが必要な場合は、第9条 付属文書1項「個人情報取り扱いに関する内規」に定める範囲内で取り扱わなければならない。

- (4) 談話室、掲示板 (既存のブログ談話室の活用)

ホームページとブログは相互にリンク付けするので、談話室、掲示板等はブログ側と重複しないようホームページ側には設置しない。

第6条 会員の投稿協力

みのハイクHPの維持には会員の理解と投稿協力が不可欠であり、定期、臨時の投稿要領はこれまで通り特別な事情がない限り変更しない。

投稿とは、定期、臨時の文書、写真、画像の提供、その他ホームページに関連する情報の提供を云う。

第7条 他人を非難や中傷しない

紛争の原因になるような、企業、団体、個人の非難や中傷に繋がるような文書や写真等の掲載はしてはならない。

第8条 紛争処理の責任

みのハイクHPの投稿（文書、写真、画像等）に起因する紛争は、投稿の当事者が責任を持って対処するものとする。なお、紛争が起きた場合は、世話人会、組織広報部、専任リーダーに相談することはできるが、世話人会、組織広報部、専任リーダーは直接責任は負わない。

第9条 付属文書

1. 「個人情報取り扱いに関する内規」
2. 「個人情報公開の頁と電子版データで長期保存する資料」

第10条 実施

世話人会承認後、即日実施とする。